

小學校起ル、
外人ト婚嫁ヲ許
ス

○紀元二五三四年
明治七年
臺灣ヲ征討ス、
江藤新平佐賀ニ
亂ス、
賊、岩倉具視ヲ
傷ク、
郵便爲替法實施
ス

○紀元二五三五年
明治八年
出版條例出ツ、
元老院、大審院

りませんか。その頃は我國内が平穏でなく。
ことに軍備も整つて居りませんから、仕方
なく、明治八年五月、全權公使榎本武揚を
して、露西亞國と議して、北海道よりも大
きな樺太を露西亞へやつて、小さな千島を
とつたのであります、何と殘念なことでは
ありませんか。思ふ一念巖をも通すのだと
への如く、それからは、我國の人々は學問
をはげみ、商業を隆んにして、何うにかし
て一旦取られた樺太を取かへさねば、枕を

ヲ置ク、
朝鮮江華事件、
樺太千島交換、
地方官會議起ル

○紀元二五三六年
明治九年

奥羽巡幸、
佩刀禁令出ツ、

熊本敬神黨起ル
朝鮮條約成ル、
前原一誠兵ヲ萩

ニ舉ク、
墨西哥革命

○紀元二五三七年
明治十年
減租ノ勅下ル、

鹿兒島の亂

高くして眠ることが出来ぬと、勉強いたし
ましたので、今日の如く盛大の國となり。
明治三十七八年、露西亞征伐の結果、樺太
の半島を我國へ取りかへすことなりまし
た。

西郷隆盛反ク、内國勸業博覽會ヲ開ク、勳章制定、木戸孝允薨ス、露土交戦

○紀元二五三八年

明治十一年

賊、大久保利通

ヲ殺ス、士族ノ功臣ヲ華

族トス、

郡區町村編制法

府縣會開設

畫師菊地容齋歿

○紀元二五三九年

明治十二年

琉球藩ヲ廢シ沖

繩縣ヲ置ク、勤儉ノ勅下ル、

米國條約改正ヲ

承諾ス、梶刑ヲ廢ス、

智利、ボリビキア、ペルート交

戰

○紀元二五四〇年

明治十三年

甲信巡幸、正金銀行ヲ横濱ニ立ツ、國會開設ノ請願

國に歸り、私學校を建て、生徒を養成する

こととなりました。時に海軍の制が立ち、鹿兒島に提督府を置き、舊藩主島津公の創立したる諸器械製造所集成館を機械所とい

たし。陸軍もまた彈薬を製らへるところを設けました。隆盛の設立した私學校の生徒は、ことごとく、政府の處置に不平を鳴ら

して居りましたが、竟に政府は刺客を西郷先生に向けたといふ口實を設けて、いよいよ兵を擧げるその場になつて西郷に告げま

したから、西郷は止むなく出軍したのであります。

朝廷にては、直ち

に隆盛等以下の官

爵を奪ひ、有栖川宮

熾仁親王殿下を征

討總督とし、陸軍

中將山縣有朋、海

軍中將川村純義を

参軍として之れを討つことなりました。



起ル、刑法治罪法頒布
京都ニ幸ス
○紀元二五四一年
明治十四年
皇城營始、東北、
北海道巡幸、
憲兵ヲ置ク、
國會開期ノ勅下
第二回勸業博覽
水星太陽ヲ經過
虛無黨露帝ヲ殺
ス、
○紀元二五四二年

薩州の軍は熊本城を攻めましたが、朝飯前
に陥そうと思つた此城は、谷干城が籠つて、
必死となつて防ぎ戦ひましたので、案に相
違し、その中、官軍は道を分けて、各所か
ら進撃するとなつたので、薩州軍は勝
てば官軍負ければ賊よ」と謠つて、砲烟を
くぐり、太刀を抜いて斬込み、官軍を惱ま
しましたが、その中に最も激しき戦ひは田
原坂の戦争で、老たる樹はをひ繁つて、書
も暗い山でありましたが、此の戦ひの爲め

明治十五年
朝鮮人我公使館
ヲ襲フ、問罪ノ
使出ツ、
朝鮮我邦ニ五十
万弗ヲ容レテ謝
ス、源綱紀速記
術ヲ始ム、
開拓使ヲ廢シ縣
ヲ置ク、
電氣燈始ル
○紀元二五四三年
明治十六年
官報發行、
鐵道馬車始ル、
岩倉具視薨ス、
福島事件ノ高等

に荒されて、禿山となつたといふことであ
ります、薩州軍は、終に敗れて延岡に退き
ましたが、此の時まで残り留まる數千の兵
は、皆西郷隆盛の爲めに死なうといひまし
たが、西郷はこれを散じ去らせて、桐野利
秋をはじめ、とても遁れ難き者數百人を一
手として、可愛岳に打つて出で、烈風の如
くに圍みを突き破つて、鹿兒島へと亂れ入
り、城山の要害に據つて雲霞の如く攻め來
る官軍を防ぎましたが、如何にせん、既に

法院ヲ開ク、
日本銀行立ツ、
水產會ヲ開ク
○紀元二五四四年
明治十七年
兌換銀行券發行、海底電線ヲ
朝鮮ニ布ク、
朝鮮人我公使館ヲ燒ク、
五箇ヲ設ク、
清佛交戰、
万國子午線會議

○紀元二五四五年
明治十八年
郵船會社起ル、

朝鮮の内亂

明治十五年、我が全權公使花房義質は、朝鮮に在りまして、朝鮮政府に向つて兵制の改革を勧めました。同政府は、これを容れ、定したのであります。これは、明治十年のこと。

太政官ヲ廢シ、
内閣ヲ置キ、諸省卿ヲ大臣トス
遞信省ヲ置ク、
天津條約成ル、
○紀元二五四六年
明治十九年
北海道三縣ヲ廢シ道廳ヲ置ク、
ノルマントン號事件アリ、
大學院ヲ置ク、
虎列刺病大流行、
北獨逸聯合成ル
○紀元二五四七年
明治二十年

我國の士官を聘いで、兵士を訓練することに決しましたが、同國の守舊黨といふ一派は、これを嫉み、ないくに亂を作して王宮に亂入し、我公使館を襲ひました。これは朝鮮王の父君、大院宮の煽動したのであります。公使花房義質は、漸く仁川に免れ、我が朝廷にては、これは容易ならぬことゝ、當時の外務卿井上馨を下の關へと赴かせ、陸軍少將高島鞆之助、海軍少將仁禮景範を以

保安條例出ツ、海防費獻金ノ勅下ル、井上馨ノ條約案世論ヲ招ク、皇城成ル、皇太子冊立ス、萬國公法會議ヲ龍動ニ開ク

○紀元二五四八年 明治二十一年 樞密院ヲ置ク、市町村制定ル、博士號ヲ設ク、高島炭坑事件起ル、磐梯山噴火死傷算ナシ

○紀元二五四八年 明治二十一年 樞密院ヲ置ク、市町村制定ル、博士號ヲ設ク、高島炭坑事件起ル、磐梯山噴火死傷算ナシ

て花房公使を護衛して、往つて朝鮮へ渡つて、その罪を問ひました。朝鮮政府は、その賊徒の巨魁を罰し、規約六條、修好續約二條を定め、償金五十万圓と撫恤金五万圓を我國に出して罪を謝びましたので、我政府は償金の内四十万圓を朝鮮政府へ還し與へました。

○紀元二五四九年 明治二十二年 憲法發布、賊、森有禮ヲ殺ス、朝鮮防穀事件アリ、東海道鐵道全通巴里萬國博覽會 ○紀元二五五〇年 明治二十三年 國會開設ス、電話交換所立ツ 元老院閉院、訴願法發布、第三回勸業博覽會開設

獨立黨とは朝鮮の國を進め改め、獨立を主張して、専ら我國に倚らうとするので。又事大黨とは、昔時の習慣を守り、清國を賴まうとするので、此の二つの黨派は、互に軋轢て居るうち、獨立黨の首領、金玉均朴泳孝など、事大黨の首領閔泳翊を殺して、朝政を革めやうと謀ったので、非常に騒がしくなりました。國王は我公使館に援兵を乞だので、代理公使竹添進一郎は、兵を率ねて王宮に至り、清兵と衝突し、仁川に遁

金鶴勅定

○紀元二五五一年
明治二十四年
露國皇太子大津
ノ變、
濃尾大地震、
地租徵收期改正

三條實美薨ス、
露、西班牙鐵
道起工

○紀元二五五二年
明治二十五年
小包郵便法實
施、豫戒令發布、
東京神田大火、
兒島大審院長弄

るゝことゝなり、我公使館は焼かれました。
我國では、井上馨を大使として、朝鮮政府
に向つて、謝を云はしめ、償金を拂はしめ
ました。其翌年、參議伊藤博文、西郷從道
を清國に遣はして、其大臣李鴻章と、天津
にて相談をし、兩國ともに朝鮮に兵を置く
ことを撤め、若し兵を出すときは、之れを
知らすることを約しました、これを天津條
約といふのであります。

官制の改革

花事件起ル

○紀元二五五三年

明治二十六年

郡司成忠千島移

住、吾妻山噴火、
福島安正西班牙

亞遠征歸朝、
布哇平和的革命

起ル、
南米革命

○紀元二五五四年

明治二十七年

大婚式、
東京大地震、
洪鐘宇上海ニ於

テ金玉均ヲ殺ス

明治十七年、はじめて公、侯、伯、子、男の五爵
を制して、これを華族に授けました。これ
まで華族といふものは、舊公卿および舊大
名のみでありましたが、此時あらたに維新
の際功のあつた人々および朝廷へ忠義を盡
した人々の子孫、または、門地の高き神官
僧侶などを擧げて華族としたのであります。
明治十八年に官の制を改め、悉くこれま

日清交戦、大本營ヲ廣島ニ進ム
英、米、伊改訂條約成ル、
我海軍清國軍艦ヲ豊島沖ニ破ル
我軍、清兵ヲ成歡ニ破リ牙山ヲ
拔ク、開戦ノ大詔下ル、山縣有朋ヲシテ第一軍ヲ率井テ朝鮮ニ向ハシム

野津道貫等平壤ヲ合撃シテ之ヲ陥ル、我軍艦、清國艦隊ヲ黃海にての官省を廢め、新たに宮内省、外務省、内務省、大藏省、陸軍省、海軍省、司法省、文部省、農商務省、遞信省の十省を置き、各省とも、その主る役を大臣と改め、更に内閣總理大臣を置きて各大臣を統べしめ、内閣を組織せしめ、尋いで法律、勅令、閣令、省令、府縣令の制を立て、後ち明治二十一年樞密院を置きて、國家の元老を以て之れに任じ、最高の顧問官となし、又、市町村の制を定めて、地方自治の基を開くこ

ニ破リ四艦ヲ擊沈ス

臨時帝國議會ヲ廣島ニ開會ス

第一軍滿洲ニ入ル、大山巖第二軍ヲ率キテ清國

金州ヲ衝ク、第一軍大孤山、岫巖拆木城、ヲ占領ス、

第二軍旅順半島ヲ取ル、野津道貫第一軍

有栖川熾仁親王

薨ズ

小松彰仁親王參

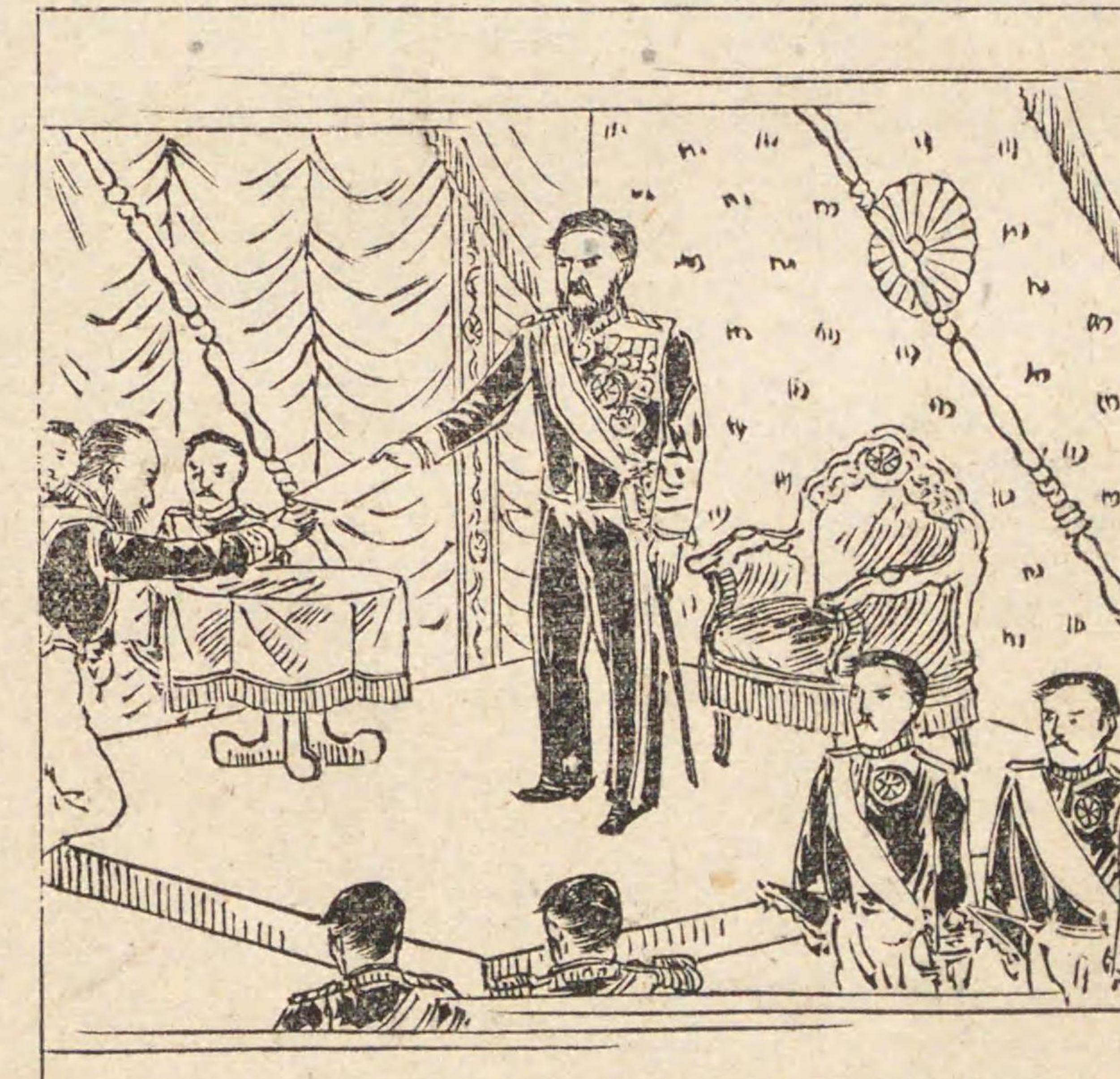
となりました。

憲法發布

明治二十二年二月十一日、即ち、神武天皇即位紀元二千五百四十九年を以て、今上天皇宮城に於かせられ、親王大臣、地方長官、裁判所長をはじめ、東京に在る敕任官、奏任官、および、華族、府會議長、縣會議長、外國公使等を招ぎ、親から皇祖皇靈に告げ祭り、大日本帝國憲法を發布し玉ふ、憲法は

謀總長トナル
○紀元二五五五年
明治二十八年
第二軍威海衛ヲ
占領ス、
我艦清艦ヲ進撃
ス、
北洋水師提督丁
汝昌降ヲ乞フ、
清國北洋艦隊殄
滅、第一軍牛莊
ヲ取り第二軍營
合シテ田庄臺ヲ
焼キ悉ク遼東半
島ヲ占領ス、
征清大總督府ヲ

凡そ七章七十六條より成り、先づ我が大日
本帝國は、萬世一
系の天皇、これを
統御し玉ひ。次に
臣民翼賛の道を擴
め、帝國議會を開
き設けて政に參するの權を與へ、以
て益々國の基を鞏
くし、民の福利を進むべきことを示してあ



ります、又別に、皇室典範を定められました。これは、凡そ十二章六十二條より成り、
皇位の繼承、皇室の御料、皇族の待遇等を
規定されたのであります。此外、議院法、
衆議院議員選舉法、會計法、貴族院令等を
發布せられました。

此日天皇陛下には、使を遣はして、岩倉
具視、島津久光、大久保利通等、維新の際、
功勞のあつた方々の墓に告げ。又國事犯を
赦し、西郷隆盛、藤田彪等に贈位の御沙汰

金州ニ置ク、志比島義輝澎湖
島ヲ略有ス、清國李鴻章ヲ全
權大臣トシ來ツテ和ヲ請ハシム
児人、李鴻章ヲ傷ク、大本營ヲ西京ニ
移ス、講和條約成リ、之ヲ公布ス、
露獨佛三國ノ忠言ヲ納レテ遼
東半島ヲ還付ス、征清軍ヲ召還ス
旋ス、大元帥東京ニ凱
凱旋軍歸朝、新領土臺灣ニ總
督府ヲ置ク、

臺灣ノ土匪亂ヲ
作ス、近衛師團
之ヲ征ス、
北白川能久親王
軍中ニ薨ズ、
千島艦事件、
虎列刺病流行
西班牙玖馬島ノ
判民ヲ征ス

○紀元二五五六年
明治二十九年
廣島大本營解散
柘植務省ヲ置ク
三陸大海嘯、
師團增設、
海軍擴張、
軍事公債發行、
佛、蘭改訂條約
成ル、
露帝戴冠式、

あり。八十歳以上の男女に養老金を賜ふ。
抑も憲法は、我帝國を保維すべき万世滅せざる大典であります、大憲此に定まり、臣民の權利財産は確に定まり、立憲政體の實此に舉つたので、天下万民は舉つて万歳を稱へ、聖德の隆昌を祝しました。

立太子

明治二十二年十一月三日、即ち天長節を以て、皇子明宮嘉仁親王を立て、皇太子とし、

古典に依つて壺切の剣を傳へ給ふ。皇太子殿下は、明治十二年八月三十一日の御誕生にて、實に今上陛下第三の皇子であらせられます。

帝國議會

明治二十三年十一月、天皇親ら貴族院に臨み、帝國議會開會式を行はせ給ふ。これを我が國に於ける第一期の帝國議會とします。
貴族院議員二百五十二人、衆議院議員三百

○紀元二五五八年
明治三十一年
元帥府ヲ設ク、
獨乙膠州ヲ占領ス
希土交戰、
九州ニテ大機動演習ヲ行フ、
柘植務省廢止、
後藤象二郎薨ス
陸奥宗光薨ス、
足尾銅山礦毒事件起ル、
柘植務省廢止、
布哇移住民拒絶、
足尾銅山礦毒事

人であります。

朝鮮の變亂

○紀元二五五九年
明治三十二年
地租增徵、郵便電信料等増加、改訂條約實施、
米、西交戰
大隈重信、板垣退助等政黨内閣ヲ組織シ、次第瓦解ス、民法商法實施、諸物價騰貴ス、

明治二十七年五月、朝鮮國內に東學黨と稱へて、一種の暴徒起り諸道を靡かして其勢ひ猖獗にして、容易に鎮定する様子もありません。同國の權臣閔泳駿等は清國の使臣袁世凱に依り、清兵の援助を求めました。そこで袁世凱は、本國より兵士を招きて牙山に屯させました。我國にては此報を傳へ

○紀元二五六〇年
明治三十三年
清國義和團ノ亂
聯合軍組織セラル、太浩ノ攻陷、聯合軍天津ヲ陷レ北京ニ入ル、清國和ヲ求ム、帝室婚嫁令、皇太子立妃、政友會起ル、未成年者喫咽禁止法出ヅ、改正小學校令出ヅ、娼妓自由廢業、品川彌次郎薨ズ、外山正一薨ズ、黒田清隆薨ズ、

聞き、公使大島圭介をして朝鮮政府に向つて内政の改革を勧め、又我が公使館及び居留人民を護る爲めに第五師團長野津道貫に命つけて、混成旅團を編成して朝鮮國に赴かしむることとなり、陸軍少將大島義昌これが司令官となりました。日清兩國の軍隊前後して朝鮮に入るを見て東學黨は漸々其勢ひを挫ちき、遂に朝鮮兵の爲めに討ち破られて、四方に散亂れました、然るに清國の使袁世凱は、暴徒の潰散したのを名とし

○紀元二五六一年 明治三十四年
星亭伊庭想太郎ノ爲メニ殺サル、福澤諭吉薨ズ、大鳥圭介授爵、清國謝罪使來ルペリ上陸紀念碑立ツ、
師團ヲ増シテ十
三箇師團トシ軍備振張ノ實舉ル舞鶴鎮守府開始
艦隊演習、足尾銅山鑛毒事件起ル、
第五聯隊雪中行軍シテ大雪ニ埋メラル、

て、我が軍隊を去らしめやうとしましたが、公使大鳥圭介は、彼國の内治未だ改められざるがゆへに、兵を去ることを諾しましたが、仍つて清國と力を合せて朝鮮の改革を謀り、東洋の平和を保たんことを請求しましたが、袁世凱は之れに應じません。そこで我公使は獨力にて彼の國の内政を改革せしめやうと、同國の政府に迫り、獨立の實を擧ぐる爲めに、先づ韓清條約を廢め且つ清兵を去らしめやうといたしました。彼國の權臣等

○紀元二五六二年 明治二十五年
王御生誕、英國女皇崩ス、
○紀元二五六二年 明治二十五年
生誕、
露佛同盟宣告ス、
西郷從道薨ズ、
西村茂樹薨ズ、
正岡子規逝ク、
李鴻章逝ク、
中江兆民逝ク、
○紀元二五六三年 明治三十六年
大谷光尊寂ス、
四月日露交渉ヲ開始ス、
東郷中將常備艦隊司令官ニ任ズ

は兎角に之れを決めることが出来ません。此に於て我公使は國王に謁して此旨を奏上人とするを、朝鮮の兵士は之れを途中に迎へて砲撃をしました。我軍は討つて、これを逐ひ、其中公使は無事に王宮に入り、國王に謁見して、此事を陳べました。國王は嘉んで、これを納れ、即ち韓清條約を廢め驅逐はんとを我れに託しました。然るに清國の使袁世凱は、本國に援兵を求めたので、

尾崎紅葉逝ク、
○紀元二五六四年
明治三十七年
二月五日、日露
外交斷絶ノ通

牒、
八日、東郷司令
長官露艦三隻ヲ
旅順ニ擊沈ス、
九日、瓜生艦隊
仁川港外ニ露艦
爆沈ス、
九日、我陸兵仁
川ニ上陸ス、
十日、征露宣戰
ノ大詔下ル、敵艦日
本海ニ現ハレ我
商船奈古浦丸ヲ

清廷は兵八千を發して、牙山および義州より、我軍を擊たんといたしました。抑も、これを日清戰爭の原因とするのであります。

日清戰爭

明治二十七年七月二十五日、我が海軍司令部長中將樺山資紀は、軍艦吉野、浪速、秋津洲の三隻を率ゐて仁川に赴かうとして、朝鮮豐島沖に至りました。此時、清艦濟遠廣乙の二隻に遇ひましたから、我艦禮をし

擊沈ス、
十二日、大本營ヲ宮中ニ設ケラル、我早鳥朝霧ノ旅順奇襲十五日、露國水雷母艦沈没、廿四日、旅順口第一回閉塞ヲ決行ス、廿七日、日韓議書定發表
十三日、我早鳥朝霧ノ旅順奇襲十五日、露國水雷母艦沈没、廿四日、旅順口第一回閉塞ヲ決行ス、廿七日、日韓議書定發表
十日、旅順口舷々相摩ス程ノ驅逐隊激戦敵艦二隻ヲ擊沈ス、廿七日、第二回瀬海軍中佐戦死ス、
閉塞ヲ決行シ廣島沖廿七日、第二回瀬海軍中佐戦死ス、
尾崎紅葉逝ク、
○紀元二五六四年
明治三十七年
二月五日、日露
外交斷絶ノ通

ますれども、清艦は之れに應ぜず、其の近くに及んで突然我艦に向つて彼れより發砲し戰ひを挑みました。是に於て我艦は直ちに應戦し廣乙號を打沈め、濟遠號を走らせました。時に又々清艦操江號および、高陞號は直ちに之れを擊ち、操江號を降し、高陞號を打沈めたので、清兵千餘人は見るく溺沒することなりました。これを豊島沖の戰といひ、日清の戰争、此時に始まりま

廿八日、近衛騎
兵敵ヲ擊退シテ

四月 定州ヲ占領ス、

十三日、我海軍
旅順口ヲ攻撃シ

敵旗艦ヲ轟沈シ

提督マカロフ以
下七百名戰死、

廿六日、金州丸
擊沈セラル、

五月 一日、九連城ヲ
占領ス、

三日、第三回旅
順口閉塞ヲ決行

六日、我二軍普
蘭店ヲ占領ス、

同日、第一軍鳳
凰城ヲ占領ス、

した。

此月二十九日、我混成旅團は、進んで清兵
を成歎に討つて、之れを破り、更に進んで
牙山に迫る。清軍は戰はずして逃ぐるので、
そこで、我軍は牙山の敵營を抜きて京城に
凱旋したのであります。

八月一日、天皇陛下、宣戰の詔勅を下し玉
ひ、清國も又、此日を以て開戰を布告した
ので、彼我兩國の公使は、各本國に引揚げ
ました。詔して、征清大本營を參謀本部に設
け、陸軍大將山縣有朋を第一軍司令官とし、
陸軍中將桂太郎、少將大島久道等を率ぬて
朝鮮に赴かしめ、尋で親征を宣し、大本營
を廣島に移し、參謀總長有栖川宮熾仁親王
殿下、近衛師團長小松宮彰仁親王殿下、内
閣總理大臣伊藤博文以下を隨へ、大纛を廣
島に進め玉ふ、時に九月十五日であります。
是より先、清軍は已に牙山に敗れて悉く平
壊に聚り、更に大兵を發して我軍の進撃を
破らんとす。我第一軍は、之を包圍攻撃し、

十五日 吉野艦
春日ト衝突シテ
沈没ス、初瀬轟沈、
同日、南山ヲ占領
廿六日、第二軍
金州城ヲ占領シ
更ニ南山ヲ占領
ス。

廿七日、南關嶺
卅日、第二軍ノ
一部青泥窪ヲ占
領ス、
六月
七月、第一軍賽
馬集ヲ占領ス、
八日、大孤山上
陸軍峠巖ヲ占領
ス、
十日、金州灣ニ
テ敵ノ驅逐艦一

隻ヲ鹵獲ス、
十二日、我第一軍ノ枝隊懷仁ヲ占領ス、
十五日、常陸丸新湊丸擊沈セラル、
十六日、八幡丸安靜丸擊沈セラル、
十七日、八幡丸新湊丸擊沈セラル、
廿一日、第二軍熊岳城ヲ占領ス
廿三日、敵艦大舉旅順口外ニ突
出ス我艦隊敵艦一隻ヲ擊沈ス、
廿四日、旅順攻圍軍鉤山金頭山小平島ヲ占領ス

遂に此所を占領しました。又海軍は、海洋島に向ひし時、偶偶清艦に會し、にて激戦の後、敵艦四隻を擊沈しました、これを黃海の大元帥陛下、更に詔して第二軍を編成し、陸軍大臣大山巖を以て指令官とし、



進んで花園河口に上陸し、金州城を陥れ、
大連灣を取り、更に進んで旅順口に迫り、

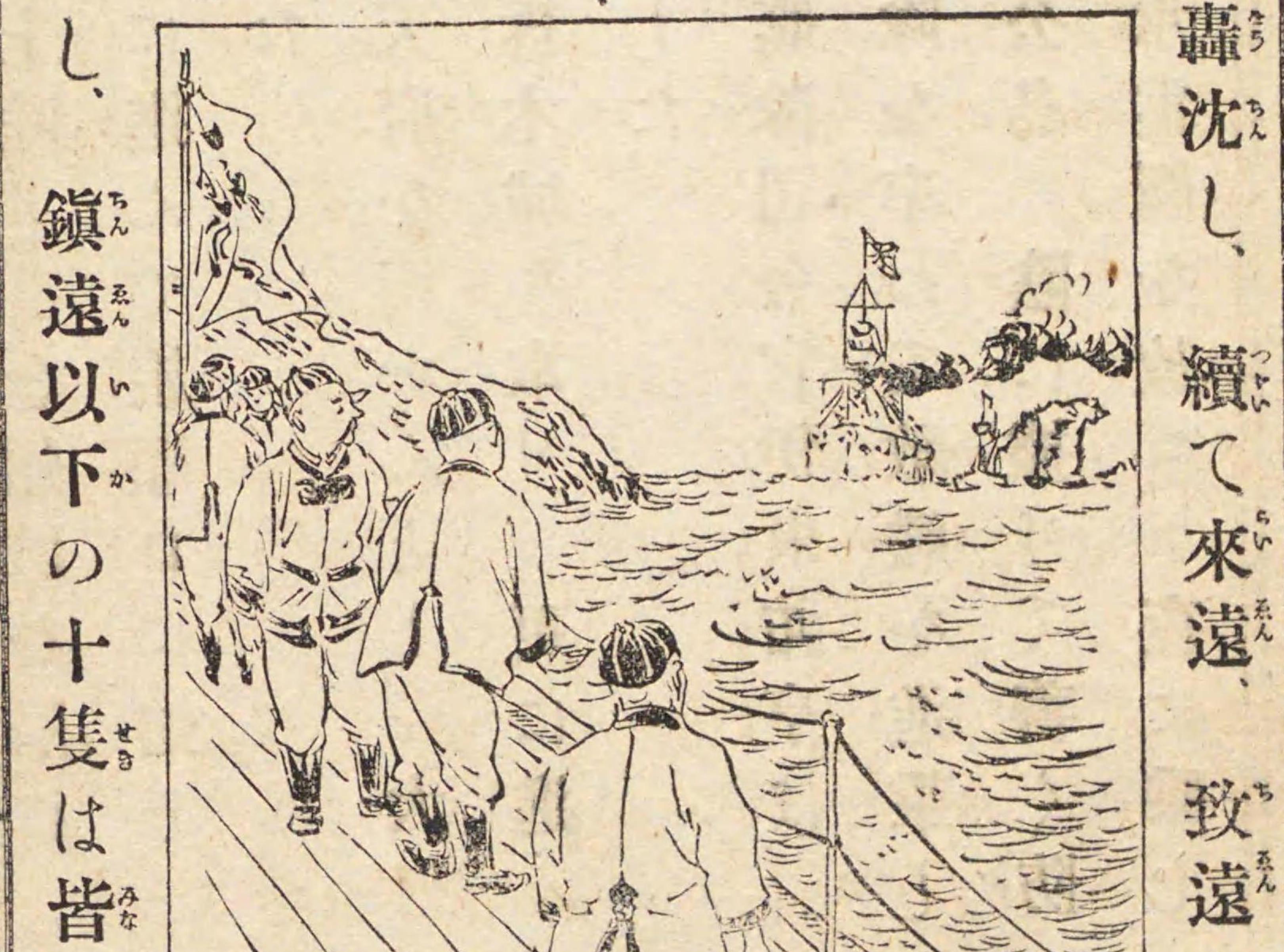
これを占有しました。

第一軍は進んで奉天府を衝かんとし、大孤山、舳巖を略し又柝木城を取り、更に進んで海城を占有しました。
二十八年一月、我艦隊司令官伊東祐亨は、本艦隊及び遊擊艦隊を率ゐて敵艦を進撃しました、清艦、劉公島の陰に據りて善く防ぐので、そこで、水雷艇を放ち、夜に乘じ

廿七日、大孤山分水嶺ヲ占領ス
廿九日、第一軍北分水嶺ヲ占領
七月一日、第一軍摩天嶺ヲ占領ス、
五日、海門艦沈没ス、我二軍蓋平ヲ占領ス、
十日、大孤山上陸軍秀才溝占領、
廿五日、第二軍大石橋及營口ヲ占領ス、
卅一日、我一軍塔灣ヲ占領ス、
同日、大孤山上

陸軍栃木城占領
八月一日、第一軍榆樹林及様子嶺ヲ占領ス、
三日、第二軍牛莊及海城占領、
十四日、上村艦隊浦鹽艦隊ヲ蔚山沖ニ邀撃シ、他
二艦ニ大損害ヲ與へ敵兵六百名
廿一日、千歳對馬ノ二艦敵艦ノ一ウキックヲ撃破ス、
隻ヲ擊沈シ、他太ニ擊破ス、
同日、我軍椅子山砲臺及白玉山

濟遠の數艦を碎いたので敵艦の勢ひ
大に減じ。加ふるに糧食の乏しきを
以て、提督丁汝昌、使を以て兵器軍艦
を悉く我れに納れて降参を請ひまし
た、我軍は之を許し、鎮遠以下の十隻は皆
て彼の旗艦定遠を轟沈し、續て來遠、致遠



我有となり、茲に清國北洋艦隊は全滅した
のであります。

第一軍、第二軍は各要所を占領して、兩軍相合して田庄臺を攻めて之を焼き、此に遼東半島悉く、我占有するところとなりました。
頑迷なる清國も、我海陸軍の勇猛なるに驚き、到底敵し難きを悟り、李鴻章を全權大臣として馬關に來り和を請ふに至りました。
我政府は伊藤博文、陸奥宗光を全權委員と

ヲ占領ス、
廿三日、敵艦セバストボリーア器
械水雷ニ羅リ半沈ス、
廿六日、遼陽攻撃開始、
廿八日、第二車鞍山站等ヲ占領
卅一日、本谿湖

九月
四日、遼陽占領
九日、玉門子山
ヲ占領ス、
十一日、煙臺ヲ
占領ス、
十三日、我水兵
ノ母ト稱セル英
國マクレーン女
史逝ク、

十八日、平遠沈
没ス。
十九日、磐龍山
ヲ占領ス。
廿日、クロバト
キン砲臺外四堡
壘ヲ占領ス。
十月、
九日右翼軍土門
子嶺ヲ占領、
十三日、左翼軍
浪子街ヲ占領、
十五日、沙河大
會戰一段落ヲ告
ダ、
廿七日、右翼軍
歪頭山ヲ占領、
卅日、旅順攻圍
軍松樹山二龍山
及ビ東鷄冠山北
砲臺ノ外岸及中

島及び臺灣、澎湖列島を我國に割讓し、軍
費賠償として康平銀二億兩を拂ふことを約
しました。

遼東還附

日清講和條約成立したる時、露西亞は佛國
獨逸と共に、我國に向つて、東洋平和の爲

砲臺、瘤山等ヲ
占領ス、
十一月
卅日、攻園軍二百三高地ノ突擊ヲ
强行シ新銳増援ヲ得テ全ク占
領ス、
十二月
三日、孤家屯ヲ
占領ス、
十一日、攻圍軍
黃金山下ノ無線電信及武庫ヲ砲
擊ス、此日敵艦八隻ヲ擊破ス、
十八日、攻圍軍東鷄冠山北砲臺ヲ
占領ス、
廿二日、東鄉大將ハ敵艦隊全滅

め遼東半島を清國に返せと忠告をして、若
し之れに従はねば兵力に訴ふると云ふ様子
を見せました、實に餘計な世話で、我國は
東洋平和の爲めに清國から之れを取つたの
に、其れを還せとは、實に無法と云ふより
外はありません。

併し、我國は清國と百戦の後で、三國を相
手に戦争するとが出来ぬので、恨を呑んで
其忠告に従ひ、三國同盟干涉の爲めに、幾
万の同胞が血を以て購ひたる遼東半島を清

北清事件

ヲ報ジ艦隊ヲ二

分シ新行動ニ就

カシム、攻圍軍

ハ半島高地、後

山羊頭ヲ占領、

廿五日、旅順攻

圍軍遂ニ大劉家

屯ヲ占領ス、

○紀元二五六五年

明治三十八年

一月

一日、攻圍軍

H砲臺盤龍山新砲

臺及望臺ヲ占領ス

占領各砲臺ヨリ

百一發ノ實彈皇

禮砲ヲ放ツ、敵

將ステツセル遂

國に還すこととなりました。

明治三十三年四五月のころ、清國に義和團と云ふ賊徒が起つて、清國の官兵もこれにくみし、外國人を誰彼の差別なく打ち拂はふとしました。外國人は皆英國の公使館内にたてこもつたが、清兵の攻撃がますく激しくなつて、其人數は殖えるばかり、こちらは段々減つて行く。そこで各國から速

ニ降伏ヲ申出ヅ
二日、彼我全權委員開城規約ヲ
調印ス、
三日、開城擔保ノ諸砲臺ヲ受領
皇孫宣仁親王御生誕、
五日、乃木ステッセル兩將水師營ニ會見ス、
八日、敵將フオーラ、スマルノフ、ゴルバトウスキ一俘虜ニ決
校四百四十一從卒二百二十九ト
報ゼラル、閉塞我軍ニ收容ス、
時は世界の騒であつた。扱義和團の亂を平

に兵を送つて、まづ太沽砲臺を乗取つたが、その時は、我日本兵が第一に先登して、日の丸の旗を砲臺に推し立てたのであります。それから天津を占領して、みちく義和團を打ち破り、やうやく北京へ着いて外國人の生命を救ひました。まもなく義和團も平ぎて、平和條約を結ばれたが、我國を始めとして、英、米、獨、佛、露、澳、以、西等の連合軍が一國に攻めこんだのだから、一時は世界の騒であつた。扱義和團の亂を平

らげるには、日本兵が一番力があつたとて、
今に世界の賞賛するところとなりました。

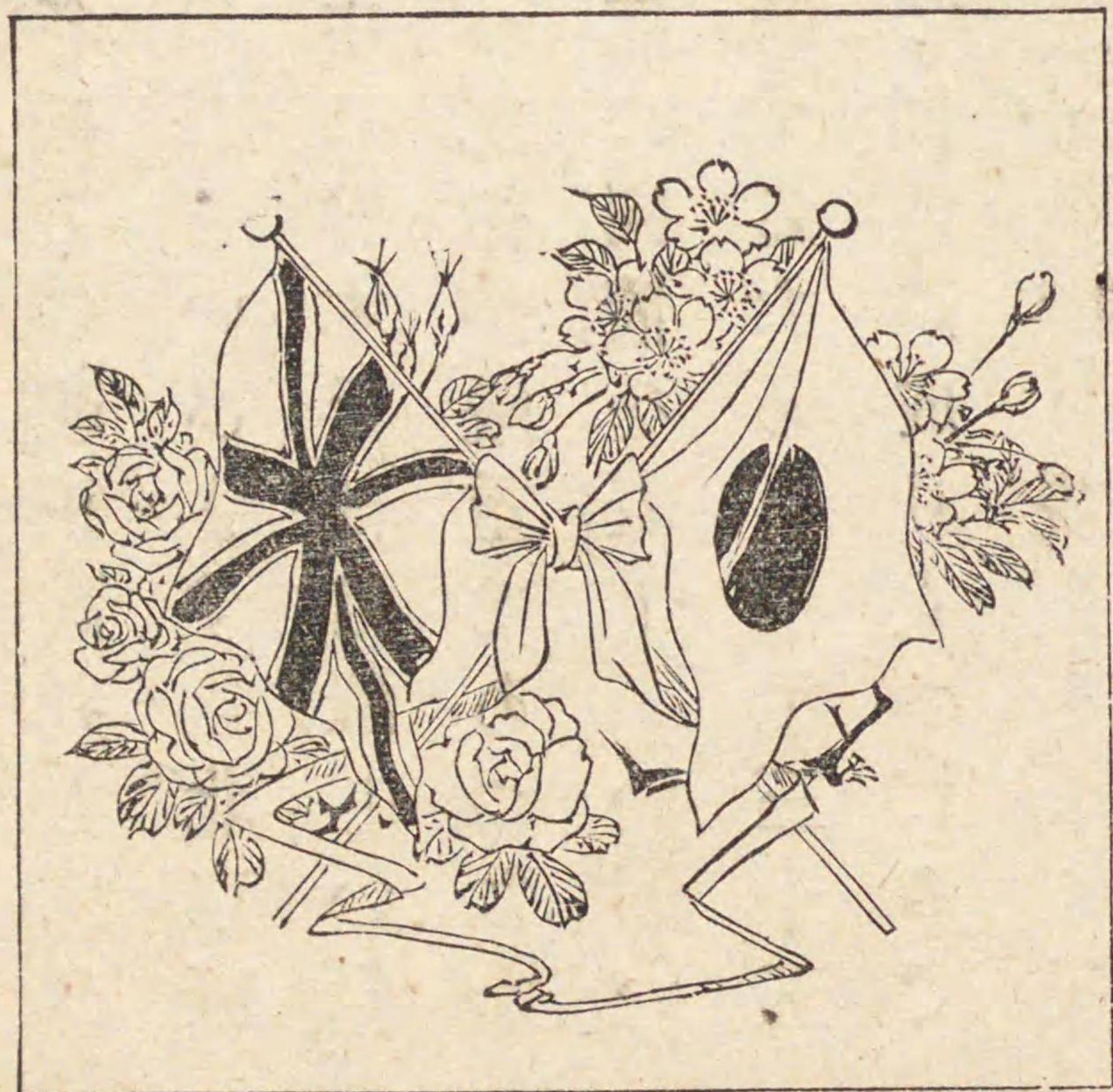
日英同盟

十日、旅順ノ受領ヲ了ル大砲數五百四十六門、露キーチンベールニ少將、ウキルシン提督俘虜トナル、十一日、ステツセル旅順ヲ去ル十二日、旅順入場式、十三日、旅順俘虜千二百九十六名收容、十四日、ステツセル長崎ニ來ル十七日、ステツセル歸國出發、廿九日、黒溝臺ヲ占領ス、敵ノ死傷一万俘虜五

馬關條約で、清國より割讓された遼東半島は、露、佛、獨三國が同盟して示威運動をした爲め、清國へ還附したのであります。然るに彼の國々は、その舌のまだ乾かない中に獨逸は遼東半島の膠州灣を占領し、露國は旅順口を占領し、佛國も借地を清國に

百人、卅一日、副島種臣薨ス、二月廿四日、清河城ヲ占領ス、三月二日沙河全軍活動ヲ開始ス、三日、新民廳ヲ占領ス、八日、露軍總退却ヲ始ム、八日、大山司令官ハ進擊ノ際奉天城内宿營ヲ禁ズ、十九日、撫順占領ス、十六日、鐵嶺ヲ占領ス、

請求しました。はじめ露國は、この三國同盟へ英國を引込まうとしたが、英國は之れを刎ねつけ、日本人に代つて、威海衛を占領して、その鈞衡を保ちました。又我が国が始め各國と假りに結んだ條約は、明治の世の腫物のやうに苦痛



十七日、開原ヲ占領ス、昌圖府廿二日、
 ヲ占領ス、綿花街卅一日、
 ヲ占領ス、
 四月十二日、蒼什ヲ占領ス、
 十四日、莫額城及八家子占領、
 十五日、通化ヲ占領ス、
 十六日、小幡篤次郎逝ク、
 五月四日、八寶屯ヲ占領ス、
 廿六日、西面城ヲ占領ス、
 廿七日、日本海

を感じて居たが、英國は率先して改正條約に調印したから、各國との改正談判も思ひの外はやく纏つたのだといひます。北京騒亂の時も、同盟軍中、日本兵は目醒しい勵きをして、そのうへ規律が嚴重であつたら、英人は大に我國に同情を表し。いよいよ東洋の平和を維持するため、明治三十五年一月、日英兩國の同盟が成り立つたのであります。併して三十八年、規則を改めて益々範圍を擴めました。

日露戰爭

大海戰、我海軍大捷、廿八日、日本海大海戰敵將降伏空前ノ大捷敵ノ戰鬪艦二隻、海防艦二隻、驅逐艦一隻ヲ捕獲シ二十隻ヲ擊沈ス敵全艦隊全滅ス
 六月廿一日、鏡城ヲ占領ス、
 七月七日、片岡北遣艦隊樺太島コルサコフヲ砲擊ス我陸軍ハ直チニ上陸シテ同市街ヲ占領ス、
 八日、小村全權

清國義和團を平らげて、各國ともに兵を引くべきであるのに、露西亞獨りは、引くどころか、ますく多くし、且つ朝鮮にまで手を出さうとするので、我國も之れを黙して居る譯にはゆかず、種々と交渉をしましてたが、引きません。これがそもそも日露戰爭の原因で、終に外交談判は破壊したのであります。

委員出發、樺太軍十一日、樺太軍ハ近藤岬ヲ占領ス、十二日、樺太南部占領確實、十四日、ウキツテ講和委員ニ任ズ、廿五日、樺太首府歷山大堡ヲ占領ス、廿七日、樺太ルイコフ占領、廿八日、樺太ハレオ占領、卅一日、樺太リヤブノフ中將降伏ス、八月二日、樺太軍司

明治三十七年二月八日の夜、我海軍は、東郷聯合艦隊司令長官の指揮の下に、旅順口を、瓜生艦隊は仁川に、敵艦を襲ひ露艦の數隻を擊沈しました。越えて、十日、宣戰の大詔は煥發あらせられたのであります。

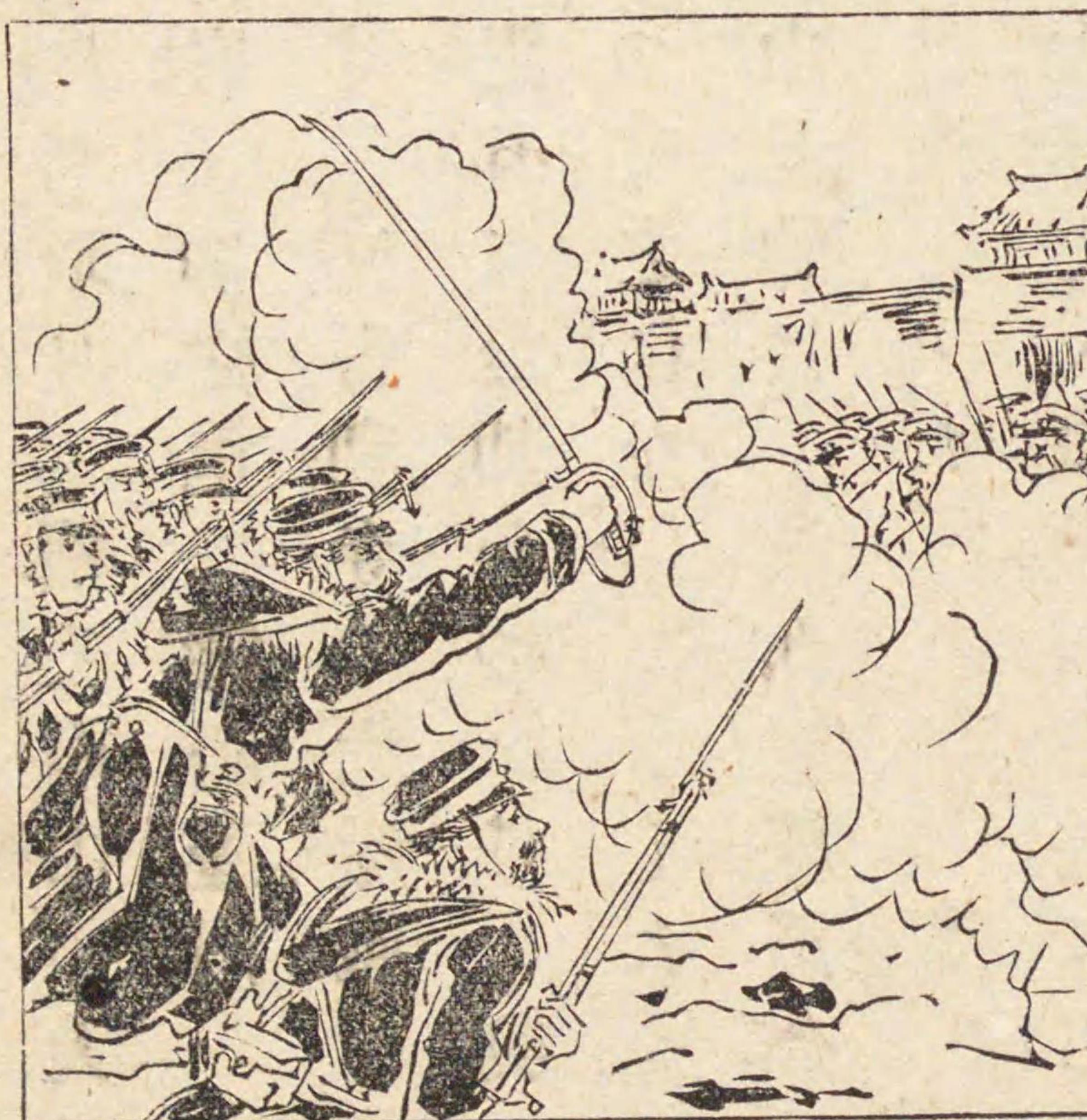
我海軍は、數々旅順を攻撃し、又は港口を閉塞ぎ。四月十三日、敵の旗艦を轟沈しました。

敵將マカロフ中將、爲めに戦没するに至りました。

陸軍は、六軍とし、第一軍司令官は奥大將、第三軍司令官

令官原口中將ハ樺太全島ニ軍政ヲ布ク、三日、畫家富岡永洗逝ク、五日、米國大統領紹介シテ日露兩國全權委員會合ス、七日、北遣艦隊沿海南上陸、十日、講和談判開始ス、廿九日、講和成ル、五月、講和成立ス、五日、東京市内大騒擾、警察署派出所ノ燒討、

將、第二軍司令官は乃木大將、第四軍司令官は野津大將、第五軍司令官は川村大將、第六軍司令官は長谷川大將等に分れ先づ一方は韓國より敵兵を追拂ひ、四月の末、鴨綠江に戦ひ、九連城を占領し、尋



七日、京州市附近ニ戒嚴令ヲ布
十一日、三笠艦火災ニ罹リテ沈没ス、
十四日、講和條約批准ノ詔勅、
十六日、平和克復ノ詔勅語ヲ賜ハル
同日、陸海軍人ニ勅語ヲ賜ハル
十月廿一日、聯合艦隊東京灣ニ凱旋

廿三日、東京灣ニ於テ大觀艦式ヲ舉行セラレ
廿四日、東郷大將以下入京、東京市ハ上野公園ニ於テ凱旋歡迎會ヲ開催ス、
十二月二日、大使館設置發表、聯合艦隊園遊會、近衛師團長淺田中將凱旋
三四日、木村近衛第一旅團長凱旋
五日、谷山近衛司令官大山大將同參謀長兒玉大將凱旋ス、
九日、第一軍司

で蛤蟆塘、普蘭店、鳳凰城、寛甸縣、安州
金州など、盡く之れを取り、續て南山の大激戦となり、南關嶺、柳樹屯、鐵陽邊門、熊岳城の占領となり。又得利寺の大激戦に大捷を博し、敵は退却に退却をつゝけ、我軍は連戦連捷をもつて之れを逐ひました。

此時に當つて、大山元帥は、滿洲軍總司令官として戰地に向はれました。

八月十日、敵艦は大舉して旅順の港外に出ました、これは敵艦の今を最後と思ひさだ

め、怡も平家の壇の浦出陣の覺悟で、成るべく逃げのびて浦鹽艦隊に合するか、又は中立港へ逃げ込まうといふ積りであります。旗艦レトウキザンを始めとして、巡洋艦、驅逐艦を、合せて十八隻、南の方へと走つて來ました。我聯合艦隊は、旗艦三笠に戦鬪旗を掲げて、數十隻の艦隊、一度に敵を取巻き、敵味方の砲彈雨の如く飛び、黃海の波は逆捲きかへるほどであります。此戰に、敵艦は何れも大損傷を受けました。

二二八

令官黒木大將同參謀長藤井少將凱旋ス、陸軍少佐久邇宮殿下御凱旋、十五日、竹敷要港部司令官角田海軍中將薨ズ、海軍中將薨ズ、民ハ滿州軍將卒十七日、東京市上野公園ニ招キ凱旋歡迎會ヲ開催ス、同日、陸軍大行列、十九日、九月五日ノ騷擾事件關係者トシテ留致セラレタル河野廣中、大竹貫一、小川平吉、櫻井

大概戰鬪力を失つて、五隻の戰艦と二隻の大
巡洋艦は、漸くにして港内へ逃込みました。
八月十四日、浦鹽艦隊の三隻が、黒煙を吐
いて南進して来るを見受け、我が第二艦隊
司令長官上村中將は、四隻の軍艦を一字形
に並べて、いざや來れと待構へて居るとこ
ろへ、かくとも知らぬ敵の三隻は、旅順艦
隊を救はんと一心に馳せ来て我艦隊に出遇
ひ、我砲擊に敵し兼ねてや、リューリック
は其所に沈み、殘る二隻は大破して勿々北

の方へ、と逃げ行きました。
満洲方面では、九月に遼陽を陥れ、十月
に沙河の大會戰となり、常も我軍の大捷す
るところとなりました。旅順口は、攻める
に難く、到底落ちぬものと、露西亞は、之
れを世界に二つとなき要塞であると誇て居
りましたが、如何なる堅固の壘でも、一た
び我が日本軍に逢へば、決して自慢は出来
ません、乃木大將の卒ぬる壯烈勇武の將校
兵卒の包圍するところとなり、遂に三十八

熊太郎、佃信夫等ノ豫審終決ス
廿日、東郷大將軍令部々長ニ任ズ、
廿一日、韓國統監府官制公布サル、
侯爵伊藤博文韓國統監ニ任ズ、
同日、東郷大將海軍將卒ニ訓諭ヲ發ス、
廿三日、西島第二師團長凱旋、
廿四日、京濱電車開通ス、
廿六日、軍艦筑波、吳港ニテ進水式、東宮殿下臨御、

年一月元旦を以て、敵將ステツセルは、城を開いて降参することを申込んだので、我軍は、之れを許して占領しました。二月の末より奉天附近の大會戰は始まりました。我軍は、黒溝臺、興京を取り、遂に全く奉天を占領し。勝に勝つたる我軍は、敵兵の逃ぐるを追ひて、鐵嶺、開城、昌圖、通化等の要の地を略しました。

○紀元二五六六年
明治三十九年
一月
一日、小村全權歸朝ス、
同日、海軍中將東鄉正路麿ス、
四日、福地櫻癡逝ク、
同日、岩村高俊逝ク、
同日、公爵九條道孝薨去、
六日、日清協約

御批准成ル、
七日、西園寺内閣成ル、
八日、野崎陸軍中將薨ズ、
十二日、梨本宮殿下御凱旋、
同日、第二軍司令官奥大將凱旋在柏林帝國公使館ヲ大使館ニ改ム、
十四日、第三軍司令官乃木大將同參謀長上原少將凱旋、
十七日、第四軍司令官野津大將同參謀長上原少將凱旋、
廿日、鴨綠江軍

ク艦隊は威風堂々、三十餘隻、並んで来るところを、我が聯合艦隊司令長官東郷大將は、之れを對馬沖に待ち構へて、接戦し、敵艦を全滅し、敵の大將を生捕り、空前の大捷を以て、全世界を驚倒せしめました。



司令官川村大將
同參謀長内山少
將凱旋、
廿三日、韓國報
聘大使李載完殿
下入京、日清條
約交換済ム、
廿四日、松田秀
雄逝ク、
廿七日、飯田第
一師團長凱旋、
* * * * *

◎日露講和
條約大要

露西亞帝國政府
ハ日本國ガ韓國
ニ於テ政事上軍
事上及經濟上ノ
卓絶ナル利益ヲ
有スルコトヲ承

我が北遣軍は、一氣に樺太に上陸して、また、く間に全島を占領し。また、北遣艦隊は、沿海州カムチャヤツカ沿岸に上陸し。北韓軍は浦鹽斯德を、滿洲軍は哈爾賓を占領すること、將に近づいた時、茲に北米合衆國大統領ルーズベルト氏は、日露兩國へ講和のことを提議されました。八月十日、米國ポートマスに於て我が全權委員小村壽太郎以下、露國全權委員ウエッテ以下の間に、講和談判は開始されました。其のち數

回交渉の日を重ね、明治三十八年九月五日和議全く成り。十月十四日、御批准を経て之れを發表されました。其大要是、日本國は韓國に於て總て卓絶なる利益を有し、又韓國を指導、保護すること。兩國滿洲より租借權を日本に譲ること。露國は旅順および其附近の鐵道を日本に譲ること。露國は長春、旅順間の鐵道を日本に譲ること。露國は樺太の北緯五十度以南を日本に譲ること等であります。

認シ日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ干涉セズ、遼東半島租借權ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト露西亞政府ハ清國ノ承諾ヲ以テ大連並ニ附近ノ租借權及一切ノ權利ヲ日本政府ニ移轉讓渡ス、露西亞政府ハ長春（寛城子）旅順口間ノ鐵道及支線一切ノ權利ト

炭坑ヲ補償ヲ受
ルコトナク清國
政府ノ承諾ヲ以
テ日本政府ニ移
轉讓渡ス、
露西亞政府ハ権
太南部及其附近
ノ一切ノ島嶼ヲ
永遠日本政
ノ北方境
緯五十度ト定ム
及航海ヲ
兩國ハ宗谷海峽ノ自峽
讓與ス、其地域
ノ島嶼ヲ
該條ヨリ
欽成文ハ
許與ス
日本國臣民
ニ別ニ追加條
アリ

征露の役もおはり、我國も、だんくと擴
くなり、國運は日に進み往き、上に万世一
系の皇室をいたゞき、國開けて二千五百
有餘年、金匱無缺の帝國に生れたる、われ
く國民たるものは、よろしく忠孝義烈の、
ころざしを養ひ、智能を啓き、德行を磨
き、以て我が國家をして、世界萬國に冠絶
せしむることを期せねばなりません。

歴史畫談（をはり）

明治四十年二月一日 第五版印刷
明治四十年二月十四日 第五版發行

發行者 富田能次

東京市神田區美土代町三丁目二番地

不許
複製

發行者

東京市神田區表神保町十番地

今成溫平

發行元

文陽堂書店

東京市神田區
美土代町三丁目

工3481.

詩文
文獻卷

不

精

微

經

詩

言

田

詣

大

全

經文

詩

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

微

大

不

精

</

